

3 これまでの経緯

- ・平成28年7月 地域住民を主体としたまちづくり協議会を設立
- ・平成30年3月 大谷口上町周辺地区まちづくり計画を策定、説明会の開催
- ・平成31年2・4月 重要な区画道路沿道地権者との意見交換会の開催
- ・令和元年5～6月 重要な区画道路沿道地権者へのヒアリングの実施
- ・令和元年12月 地区住民や地権者に向けた素案説明会の開催（計2回）
まちづくり協議会の開催（計20回）、意向調査の実施（計5回）

4 地区計画策定の経緯と今後のスケジュール

事項	時期	備考
都市計画（原案）の公告・縦覧	令和2年7月6日から 令和2年7月20日まで	縦覧者 なし
意見書の提出	令和2年7月6日から 令和2年7月27日まで	意見書 2通
都市計画（原案）説明会	令和2年7月6日・12日	出席者 計18名
板橋区都市計画審議会	令和2年9月2日	報告
東京都知事協議	令和2年9月	予定
都市計画（案）の公告・縦覧	令和2年10月	予定
板橋区都市計画審議会	令和3年1月	付議 予定
決定・告示	令和3年3月	予定

5 地区計画の概要

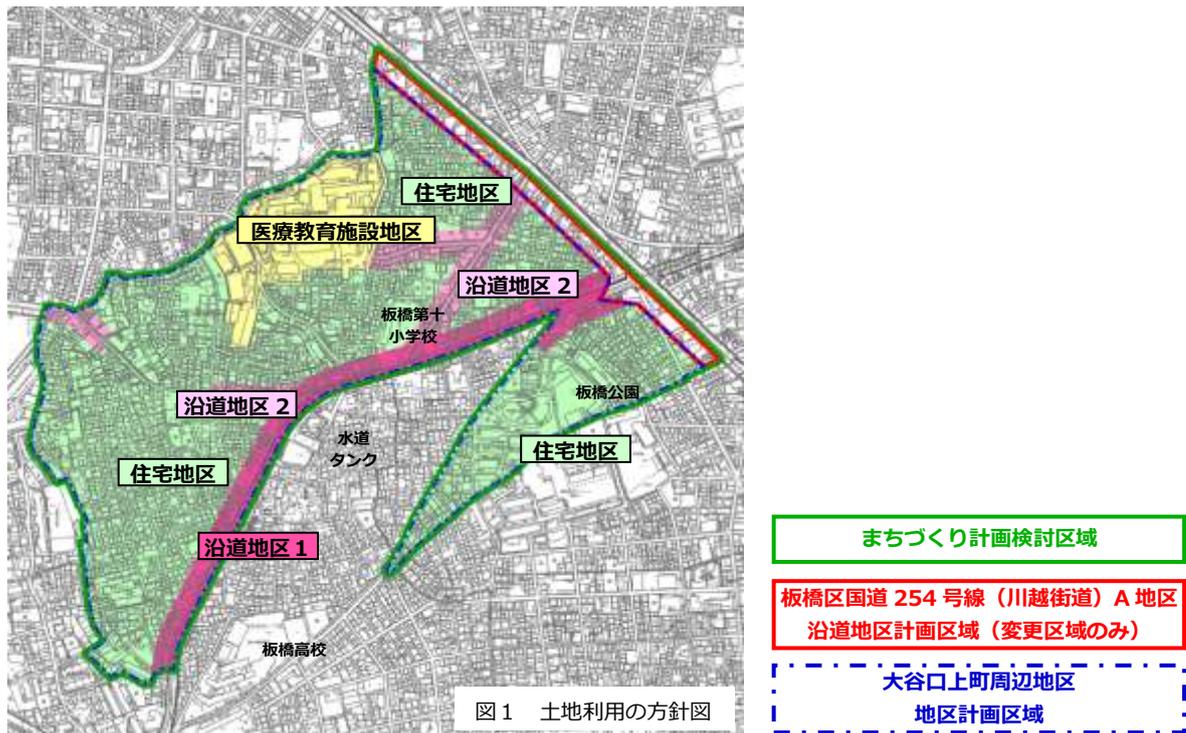
(1) 地区計画の目標

「緑豊かで良好な居住環境の保全・向上を図るとともに、だれもが住み続けたくなる災害に強い安心・安全なまちの形成」

(2) 区域の整備・開発及び保全に関する方針

ア 土地利用の方針

ふさわしい土地利用を誘導し、調和のあるまちなみと安心・安全な市街地の形成を図るため、地区の特性を踏まえて、4つの地区に区分する。



沿道地区1 (沿道商業地域)

幹線道路沿道にふさわしいまちなみの形成と生活利便施設や店舗等と中高層の住宅が共存した土地利用を図る。

沿道地区2 (沿道商業地域)

地区幹線道路沿道にふさわしいまちなみの形成と店舗等と中低層の住宅が共存した土地利用を図る。

住宅地区 (第一種中高層住居専用地域)

建築物の不燃化建替えの促進とともに防災上重要な区画道路等の機能の向上を進め、防災性の向上を図り、災害に強いうるおいのある中低層等の住宅市街地の土地利用を図る。

医療教育施設地区 (第一種中高層住居専用地域)

建築物等の用途の制限により、現在の医療教育機能の保全を図るとともに、将来にわたり、利便性や防災性の機能を有し、安全で快適な地区の形成を図る。

(3) 地区整備計画

ア 地区施設の配置及び規模

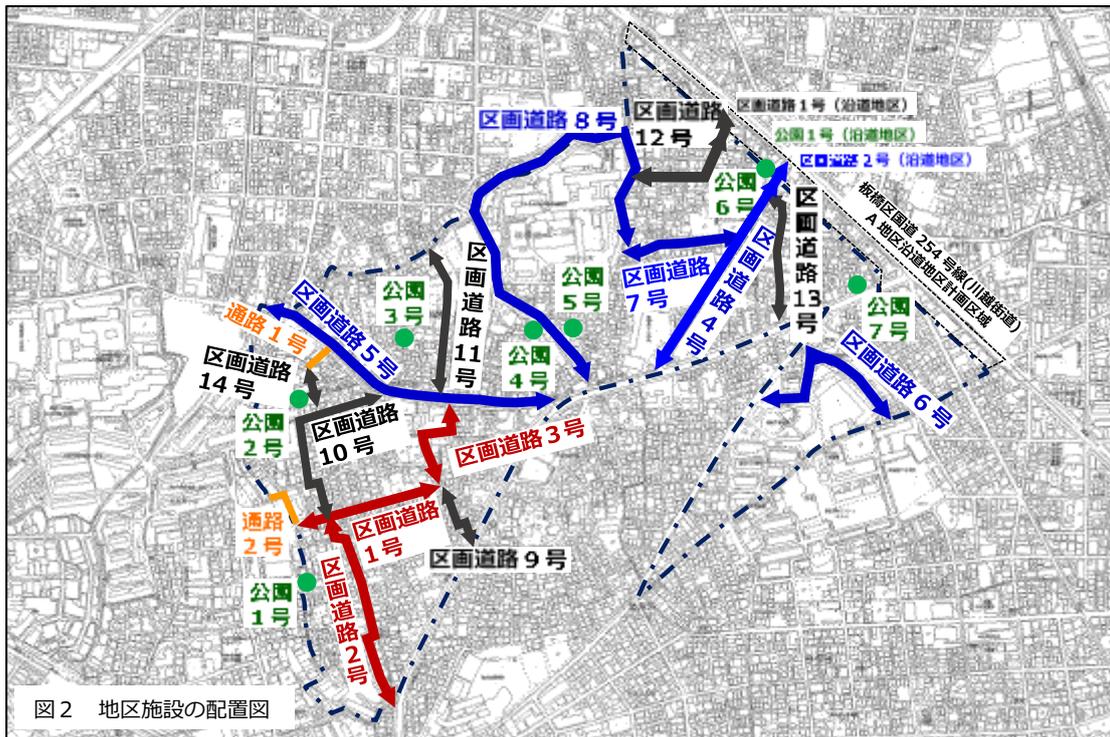


図2 地区施設の配置図

地区施設名	幅員	地区施設名	幅員	地区施設名	面積
区画道路 1号	4.0m	区画道路 9号	4.0m	公園 1号	約 410 m ²
区画道路 2号	4.0m	区画道路 10号	4.0m	公園 2号	約 1,660 m ²
区画道路 3号	4.0m	区画道路 11号	4.0m	公園 3号	約 220 m ²
区画道路 4号	10.9~11.0m	区画道路 12号	4.5m	公園 4号	約 70 m ²
区画道路 5号	4.3~11.2m (4.5~11.2m)	区画道路 13号	4.0m	公園 5号	約 1,000 m ²
区画道路 6号	4.0~6.0m	区画道路 14号	4.0m	公園 6号	約 240 m ² (注1)
区画道路 7号	9.8~10.9m	通路 1号	1.7~4.0m	公園 7号	約 400 m ²
区画道路 8号	2.9~11.9m (5.9~11.9m)	通路 2号	1.3~2.0m (2.7~4.0m)		

注1) 沿道地区計画区域と地区計画区域にまたがる地区施設(公園)であり、合計面積は約 470 m²となる。

注2) () 内の数字は、地区計画区域外を含めた道路幅員を示す。

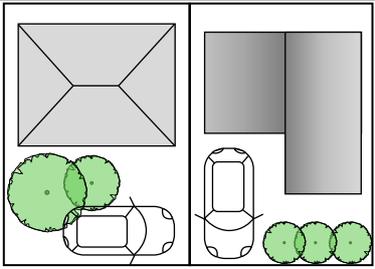
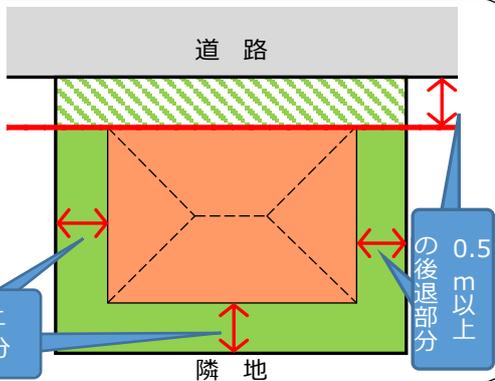
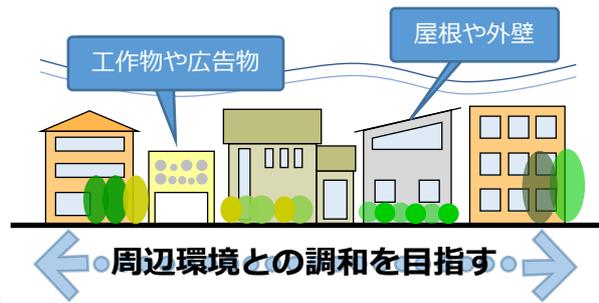
(参考) 板橋区国道 254 号線(川越街道) A 地区沿道地区計画の沿道地区施設

地区施設名	幅員	地区施設名	幅員	地区施設名	面積
区画道路 1号	4.5m	区画道路 2号	10.9m	公園 1号	約 230 m ² (注1)

イ 建築物等に関する事項

災害に強い市街地を形成し、良好な居住環境の維持、保全を図るため、以下の制限を定めるとともに、街並み誘導型地区計画を活用し、道路幅員による建築物の容積率の制限及び道路斜線の制限の緩和を可能にすることで、防災機能を有し避難上安全な道路状空間を確保していく。

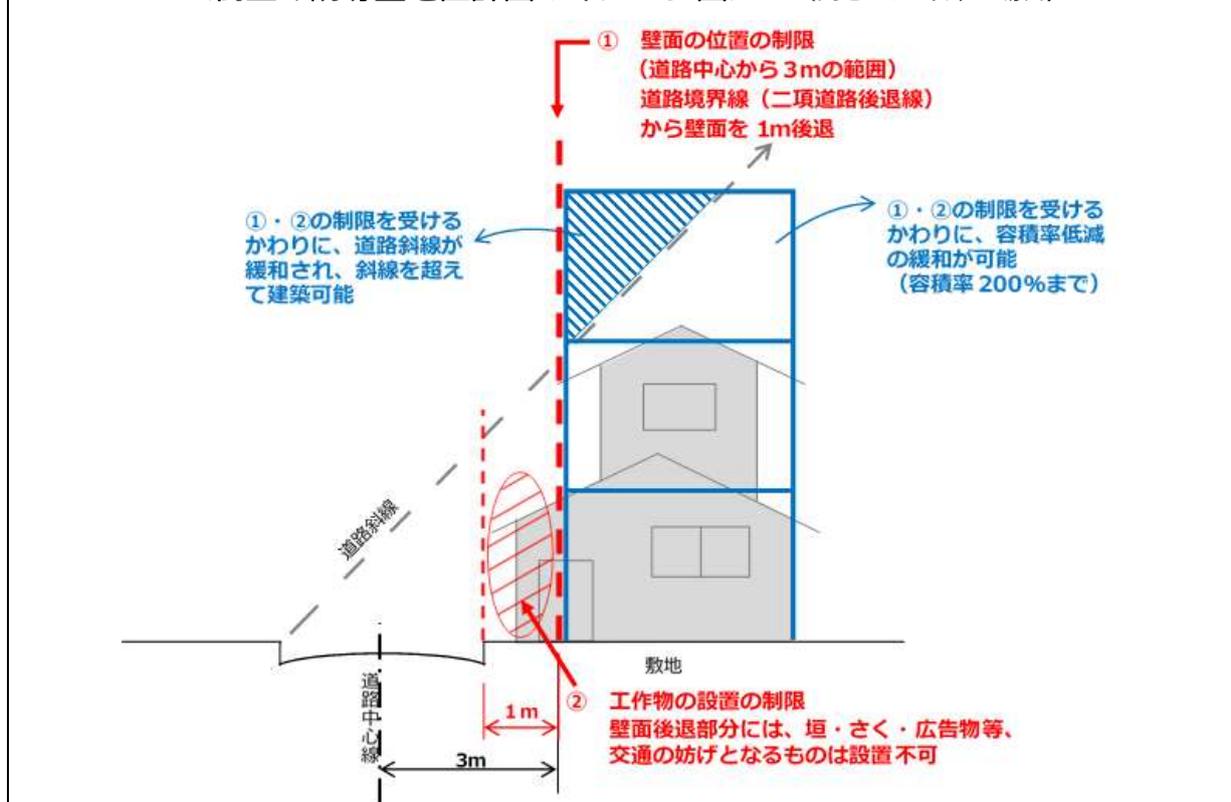
(ア) 土地利用の方針に基づく4つの地区区分における建替え等のルール

<p>① 建築物等の用途の制限</p> <p>沿道地区1・沿道地区2 地区の住環境を守るため、マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター・区画席飲食店・ナイトクラブ・性風俗店など風俗営業施設等は建築不可。</p>	<p>医療教育施設地区 医療関連施設、教育関連施設及びその附属施設以外の建築不可。</p>
<p>② 建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>現在の住環境を維持し、狭小な宅地の増加を防ぐため、建築敷地の分割は80㎡以上とする。なお、既存の敷地が80㎡未満の場合の新築や建替えは可能。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 分割後の敷地面積 それぞれ80㎡以上 </div>  </div>	
<p>③ 壁面の位置の制限</p> <p>日照、採光及び通風を確保し、良好でゆとりのある外部空間の創出のために道路沿いや隣地との間に0.5m以上の空間を確保する。 なお、建築基準法第53条に基づく建蔽率が確保できない場合は、道路沿いからの壁面の位置の制限は緩和する。</p>	
<p>④ 建築物等の高さの最高限度</p> <p>周辺の住環境の保護や建築物のスカイラインの調和のために、既存の都市計画（高度地区）で定められている高さの制限を継承する。 沿道地区1：35m 沿道地区2：30m 住宅地区・医療教育施設地区：22m なお、総合設計制度活用による高さの緩和も可能とする。 また、高度地区に定められている区長の認定による特例も可能とする。</p>	
<p>⑤ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> <p>良好な住環境や市街地景観を形成していくため、刺激的な色彩を避け、周辺環境と調和したものとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>工作物や広告物</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>屋根や外壁</p> </div>  </div>	<p>⑥ 垣又はさくの構造の制限</p> <p>災害時の安全な道路空間の確保のため、倒壊の危険性が高いブロック等を規制する。道路沿いのブロック塀の高さは0.6mまでとする。フェンスなどの軽量なもの設置を推奨する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  </div>

(イ) 区画道路1～3号沿道の敷地における特別な建替え等のルール
(街並み誘導型地区計画を適用)

<p>① 壁面の位置の制限</p>
<p>区画道路1～3号の道路から1m (=道路中心から3m) の空間を確保する。 また、高さ10mを超える部分については道路中心から5mの空間を確保する。</p>
<p>② 壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>
<p>災害時の活動空間となるよう、壁面後退部分には、緊急車両の交通の妨げとなるものは設置不可。</p>
<p>③ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>
<p>壁面後退部分には庇等を突出不可。 ただし、道路からの高さ3.5mを超える場合は、この限りではない。</p>
<p>④ 建築物の容積率の最高限度</p>
<p>容積率低減の緩和が可能。通常、道路幅員(4.0m)×0.4=160%のところ200% (近隣商業地域は300%)まで緩和する。</p>

<街並み誘導型地区計画のイメージ図> (高さ10m以下の場合)



ウ 土地利用に関する事項

緑豊かでうるおいのある生活環境を実現するため、敷地内では既存の樹木の保全を図るとともに、緑化に努める。また、道路に面して設ける垣又はさくの構造は可能な限り生け垣とし、沿道の緑化に努める。